

留意事項

1. 申請対象者について

○申請期間中に中野区に居住し、住民登録がされている世帯

＊暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員ならびに区民税を滞納している者は除く。

○物件管理者、管理組合、賃貸住宅等所有者からの申請は出来ません。

○賃貸住宅にお住まいの方が申請される場合は、必ず物件管理者・所有者等の承諾が必要です(同意書の提出が必要です)。

○複数の機器類を購入した場合は合算額での申請が可能です。一世帯1回の申請のため一度申請を行った場合追加申請は出来ません。また、同一世帯複数名義での申請もできません。

2. 補助対象について

○事業実施期間中に新品購入及び設置を完了された防犯機器類が申請対象です。

○防犯機器のレンタルやリースは補助の対象外です。また、購入に伴う配送料、撤去・廃棄・移設費用、手数料、通信料、電気代、振込手数料も補助対象外です。

○店舗や事務所として使用している部分への購入及び設置は対象外です。

○集合住宅においてエントランス、駐輪場等の共用部分への設置は申請対象外です。

○申請者若しくは知人に設置してもらった場合の材料費等や謝礼も補助対象外です。

○「断熱防犯窓」については、東京都環境局の補助事業「既存住宅における省エネ改修促進事業」で補助対象となっていますので、本補助対象外になります。

○設置した機器について、職員が現地調査を行う場合があります。

3. 提出書類について

○宛名の無いレシートや発行者名(会社名)等記載がないもの、支払い内容がわからない領収書では申請できません。

○申請時に提出される領収書の宛名と補助交付決定後に提出していただく「中野区防犯機器等購入緊急補助金請求兼支払金口座振替依頼書」の名義はすべて申請者と同一として下さい。

○クーポンやポイントを利用して購入及び設置した場合は、その利用額を除いた金額が補助対象額になります。

○審査により申請書類に不備があった場合には、再度提出を依頼いたします。適正な申請書類の提出がない場合には補助は不交付になります。